

# 職場における通称使用の現状と課題

打越 さく良

(さかきばら法律事務所弁護士)

## 夫婦同氏を定める民法750条<sup>1</sup>

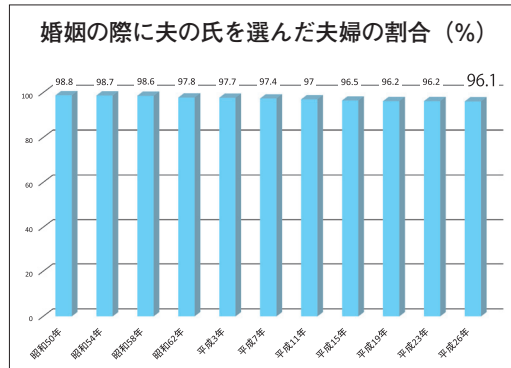
民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定める。婚氏の選択は婚姻届の受理要件であり（戸籍法74条）、実際には、夫婦同氏は、婚姻成立の効果ではなく、要件となっている<sup>2</sup>。

「夫婦同氏は日本の伝統」と言われることがあるが、そもそも、江戸時代まで苗字帯刀が許されたのは武士等特権階級のみで、全ての日本人が氏を持つことを許されたのは、明治に入ってからのことである（1870年9月19日太政官布告608号、「平民苗字許容令」）。苗字を名乗ることを義務づけられたのは、1875年である（2月13日太政官布告22号、「平民苗字必唱令」）。特権階級でも、源頼朝・北条政子、足利義政・日野富子を思い浮かべればわかるように、夫婦別氏であった。

1898年制定の明治民法には現行民法750条のような「夫婦の氏」に関する規定は存在しない。明治民法は、家制度を規定し、氏については「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」と定めた（明治民法746条）。原則として婚姻により妻が夫の家に入る（明治民法788条1項）結果、妻が夫の家の氏を称することになった。氏も家の論理に包摂されていたといえる。

個人の尊厳と両性の本質的平等を掲げる憲法に反するとして、1947年、家制度を廃

止した現行民法に改められた。民法750条の当初の案は、夫婦の氏を夫の氏とするものであったが、両性の平等に反するとして、現行法の条文となった。しかし、依然としてほとんど妻が夫の姓に改姓している。2014年（平成26年）に婚姻した夫婦の96%以上が夫の氏を夫婦の氏とした（厚生労働省人口動態統計参照）。



なお、世界に目を向ければ、夫婦同姓を義務付けている国は日本以外にない<sup>3</sup>。

民法750条が憲法・女性差別撤廃条約に違反するかどうか争われた国家賠償請求事件（私は弁護団の事務局長を務めた）につき、昨年12月16日、最高裁大法廷は10人の多数意見をもって、違憲ではないとした。多数意見も、氏は人が個人として尊重される基礎であることから、アイデンティティの喪失感、個人の信用評価等にも影響が及ぶという不利益が生じることを認めた上、選択的夫婦別姓に合理性がないと断ずるものでは

ないとし、国会で論ぜられ判断されるべき事柄であるとした。

### 通称使用を求める裁判

通称使用の制限の違法性が争われた裁判もある。

国立大学に転職し旧姓の使用を大学側に申し入れたが認められなかった女性が、大学＝国に対して、旧姓の使用の義務付け及び旧姓の使用が出来なかったことによる精神的損害の賠償を請求した事案で、東京地裁は、「通称名であっても、個人が一定期間使用し続けることによって当該個人を他人から識別し特定する機能を有するようになれば、人が個人として尊重される基礎となる法的保護の対象たる名称として、その個人の人格の象徴となりうる可能性を有する」としたが、公務員の場合には同一性を把握する手段として戸籍名を用いることには合理性がある等として、規制について違法性がないとし、義務付け訴訟につき却下、国家賠償請求につき棄却の判決を下した（東京地判平成5年11月19日判時1486号21頁）。控訴審である東京高裁で、1998年、「研究・教育分野での旧姓使用を認める」という形で、和解となった。

養子縁組により改姓した男性が、教諭生活で36年間通称を使用してきたにもかかわらず、定年退職時の新聞掲載の際に戸籍名しか認められなかったため、県に損害賠償を請求した事案では、県教委が旧姓使用取扱要綱を改正し、旧姓使用できる文書に新聞発表資料を追加したことや、要綱に定めるもの以外にも個別に相談にのることとしたことから、2013年6月3日、和解が成立した。

### 通称使用の現状<sup>4</sup>

1998年に東京高裁で通称使用裁判につき上記和解が成立したことを契機に、通称使用が広く認められるようになった。2001年7月、各省庁人事担当者会議において、「国の行政機関での職員の旧姓使用について」の申し合わ

せが行われ、同年10月、国家公務員が婚姻等により改姓した場合に申出があった場合職員録、出勤簿等の文書に旧姓の使用が認められるようになった。

かつて、弁護士による不動産登記の申請に住所地の印鑑証明・実印が必要とされていたが、2005年、不動産登記法が改正され、通称のみで出来ることになった。

2006年3月改正旅券法の施行により、原則戸籍名表記のパスポートに通称を括弧書きで記す別名併記を認める条件が緩和された。従前は、研究者や通訳等、一部の職業に限って括弧書きの別名併記が認められるのみだったが、上記改正法施行後、(1) 職場での通称使用、(2) 業務上の渡航、(3) 通称使用が仕事に必要な、の3点を証明する書類を提出することにより、パスポートに通称を括弧書きで記す別名併記が認められることとなった。とはいえ、依然としてハードルは高い。

公職選挙法は、「候補者届出政党が選挙長の認定を受けることにより、告示等に候補者の通称を使用することができるものとする(88条8項)。」と定めているが、当選証書には戸籍名が記載されてきた。しかし、総務省は、2011年8月26日、当選証書に氏名欄外に通称を付記することは可能であるとの見解を示した。

商業登記規則81条の2が新設され(2015年2月施行)、役員が婚姻改姓した場合、変更登記の申請の際に、婚姻前の氏をも記録するよう申し出ることが可能になった。

国家資格では、登録名は戸籍名でも通称使用を認めるものもあるが、戸籍名しか認めないものもまだ多い<sup>5</sup>。

また、労務行政研究所が主に上場企業を対象に2013年に実施した調査では、約65%しか通称使用を認めていなかったという<sup>6</sup>。

オウチャーノ総研が2013年9月、20～59歳の既婚男女1,104人にインターネットにより実施した調査<sup>7</sup>によれば、20～59歳の既婚女性全体の14.7%(20代24.4%、30代19.0%、40代10.3%、50代5.9%)が職場において、旧姓を使用して

いた。年代では若くなればなるほど、職場で旧姓を使用する割合が増えているのが着目される。逆に、新姓を使用している理由として、「新姓に変えるのが当然だと思った」と回答したのが、20代25.0%、30代29.0%、40代32.8%、50代43.2%と年代が上がるごとに増えている。社会の風潮の変化が旧姓使用の割合に影響しているのだろう。

日経新聞が2015年2月に全国の20代～50代の働く既婚女性1,000人に実施したインターネットによるアンケート調査<sup>8</sup>によれば、全体で「仕事で主に使っているのは新姓」と答えた割合が72.3%に対し、「仕事で主に使っているのは旧姓」との回答は25.3%であった。記事では、職種別で、公務員（87%）、経理・財務（78%）、事務（73%）といった内勤系で新姓使用率が高率である一方、旧姓使用の割合が高いのは、研究・開発（40%）、販売（39%）、営業（35%）など、個人の実績が重視されたり対外的な仕事が多かったりする分野であると指摘されている。

### 通称使用をめぐる国会の動き<sup>9</sup>

1996年2月、選択的夫婦別姓を盛り込んだ民法改正案要綱の法制審議会の答申を受けても、未だに同改正法案は閣法として提出されたことはない。法制審答申を受けても閣法として提出されたことがないものは民事法に関するものとしてはこれ以外にない<sup>10</sup>。議員立法案としては、1997年以降、繰り返し野党から提出されている。

2001年に発足した小泉内閣で選択的夫婦別姓に理解のある森山眞弓衆議院議員（当時）が法務大臣に就任してから、自民党内でも、法務部会で審議が始まったが、賛成派と反対派が激しく対立した。この時期に選択的夫婦別姓に反対する高市早苗衆議院議員が通称使用についての法案を提唱したが、これは、旧姓使用を認めるも、家族の姓を統一するため、通称姓を戸籍に記す「戸籍法改正」というものであった。強い反対を受けて、森山法務大

臣（当時）は、選択的夫婦別姓を盛り込んだ民法の改正案の提出を見送った。

2009年に民主党政権が誕生し、一気に期待が高まったが、結局閣法として提出されることはなかった。

上記の通称名を戸籍に付す「戸籍法改正」の提案も、選択的夫婦別姓制度導入への対抗として提唱されただけで、選択的夫婦別姓実現への機運が停滞すると、議論されることもなくなった。

大法廷判決を受けて、与野党で再び選択的夫婦別姓の議論が始まっているが、通称使用についての議論は特に見聞しない。

### 通称使用の限界

最高裁の多数意見は、通称使用により婚姻改姓の不利益は一定程度緩和されるとした。判決後、経団連の榊原定征会長は、「全体として（通称使用が）日常生活上マイナスなことはないと思う」と述べ、日本商工会議所の三村明夫会頭も「（通称使用という）緩い自由度があるので、今のやり方で大きな問題はない」と話したと報じられている<sup>11</sup>。

実際には、上記の通り、あらゆる職場で通称使用が認められているわけではない。職場の上司の意向等で簡単に左右されてしまう不安定さがある。

毎日新聞1月23日朝刊の記事「通称使用企業の理解に限界」は、通称使用を認めてきた会社の人事部から突然、「旧姓を使っている人は、一週間以内に戸籍名に変えてください」とのメールが届いた女性社員を取材している。女性社員は、研究職として入社し、婚姻改姓したが、旧姓で論文発表や特許申請をしていたため、「キャリアが途切れてしまう」と、職場では旧姓を使い続けていた。通称使用が認められなくなったことに反対する社員で意見書をまとめ提出した結果、会社は戸籍名使用の方針を撤回した。しかし、このように職場に意見を伝えること自体、個々の社員にとって負担が重いだろう。

上記の日経のアンケートでは、旧姓を使っている女性の方が新姓に切り替えた女性よりも不便や困った経験のある割合が高く、その41.0%が「2つの名前を使い分けるのが面倒」と答えた。仕事で旧姓を使っても、会社の人事書類や給与明細などは新姓という場合も多く、混乱が起きている。

なお、大法院判決で民法750条を違憲と判断した裁判官からは、通称について、便宜的なもので、使用の許否、許される範囲が定まっていない、通称と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起する、通称使用によって婚姻改姓の不利益が一定緩和されているからといって、別姓を全く認めないことに合理性が認められるものではないとする意見（岡部判事ほか3名）、法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手方の判断によるしかなく、個人の呼称として欠陥があり、通称を法制化すると全く新たな性格の氏を誕生させることになる等と指摘する意見（木内判事）がなされた。

## おわりに

3月7日、国連の女性差別撤廃委員会は、条約の実施状況に関する第7回及び第8回日本政府報告書に対して、総括所見を公表し、前回勧告においてもフォローアップ事項とした選択的夫婦別氏等（13項（a））をフォローアップの対象とし、2年以内に政府の報告を求めている。日本政府がどのような対応をするか、注視される。

なお、選択的夫婦別姓制度が実現したとしても、何らかの理由で同氏とした上で通称使用を望む人がいることが考えられ、通称使用に向けた制度も検討されるべきだろう。

- 1 夫婦同氏の原則の成立過程については、犬伏由子「夫婦の氏に関する民法改正—夫婦同氏の原則から選択的夫婦別姓へ」日本弁護士連合会編『今こそ変えよう！ 家族法～婚外子差別・選択的夫婦別姓を考える～』（日本加除出版、2011年）参照。
- 2 民法750条は、日本人と外国人間の婚姻については適用されない（昭和40年4月12日付け民事甲第838号民事局長回答等）。民法は1947年以来、日本人間の婚姻については夫婦同氏を維持する一方、日本人・外国人間の婚姻については夫婦別姓を原則としてきた。なお、1984年、戸籍法107条2項の新設により、婚姻から6か月以内の届出により、日本人配偶者は外国人配偶者の氏に変更できることとされた（呼称の氏の変更に留まる）。
- 3 国も、「法律で夫婦の同姓を義務付けている国」は我が国のほかは承知していない」と認める（2015年10月6日参議院議員糸数慶子君質問選択的夫婦別姓に関する質問に関する安倍晋三内閣総理大臣の答弁書参照）。
- 4 国家資格ごとの通称使用の可否及び国会での通称使用をめぐる議論の経過については、坂本洋子「通称使用をめぐる動き—夫婦別姓訴訟大法院回付を機に考える」『時の法令』1977号に詳しい。同論文に本稿も多くを拠っている。
- 5 前掲坂本論文によれば、弁護士、司法書士、公認会計士等通称使用が認められる国家資格もある一方、医師、保健師、看護師等約半数の国家資格では依然として認められていないという。
- 6 毎日新聞1月23日朝刊「通称使用 企業の理解に限界」（反橋希美・鈴木敦子記者）
- 7 2013年9月30日株式会社オウチーノ「既婚女性の「新姓・旧姓の使用」に関する実態調査」<http://corporate.o-uccino.jp/research-o/20130930.html>
- 8 2015年3月7日日経新聞「新姓・旧姓、職場で使うのは？ 旧姓派も4分の1 既婚女性1000人調査」<http://style.nikkei.com/article/DGXMZ083983770V00C15A3TY5000>
- 9 坂本洋子「国会の動き」民法改正を考える会著『よくわかる民法改正』（朝陽会、2010年）参照。
- 10 2014年3月13日参議院法務委員会行田邦子参議院議員の質問に対する深山卓也法務省民事局長の答弁参照。
- 11 2015年12月22日7時12分朝日新聞webニュース「経団連会長、夫婦同姓規定「不自由さ全くない」（小林豪記者）